



令和7年度

長野県水防計画書

長野県

目 次

第1章 総則	1-1
1.1 目的.....	1-1
1.2 用語の定義.....	1-1
1.3 水防の責任等.....	1-3
第2章 県における水防組織	2-1
2.1 水防組織.....	2-1
2.2 非常配備.....	2-3
2.3 水防関係機関の連絡系統.....	2-4
第3章 水防管理団体	3-1
3.1 水防管理団体の水防計画.....	3-1
3.2 水防訓練.....	3-1
3.3 水防管理団体の概要.....	3-1
第4章 予報及び警報	4-1
4.1 気象庁が行う予報及び警報.....	4-1
4.2 洪水予報河川における洪水予報.....	4-4
4.3 水位周知河川における水位到達情報.....	4-10
4.4 水防警報.....	4-16
第5章 水防活動	5-1
5.1 水防管理団体の非常配備.....	5-1
5.2 巡視及び警戒.....	5-1
5.3 水防作業.....	5-2
5.4 安全配慮.....	5-3
5.5 避難のための立退き.....	5-3
5.6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置.....	5-4
5.7 水防警報の解除.....	5-4
5.8 水防報告等.....	5-4

第 6 章	重要水防区域並びにダムおよび水門等	6-1
6.1	重要水防区域.....	6-1
6.2	出水による交通遮断が予想される橋梁.....	6-1
6.3	ダムおよび水門等.....	6-2
第 7 章	水防施設	7-1
7.1	水防倉庫及び資機材.....	7-1
7.2	通信連絡.....	7-2
7.3	非常輸送の確保.....	7-2
第 8 章	水位等の観測、通報及び公表	8-1
8.1	水位の観測、通報及び公表.....	8-1
8.2	雨量の観測及び通報.....	8-2
8.3	水防情報収集のシステム.....	8-3
8.4	水及び雨量の通報系統図.....	8-4
第 9 章	協力及び応援	9-1
9.1	河川管理者の協力.....	9-1
9.2	水防管理団体相互の応援及び相互協定.....	9-1
9.3	警察官の援助要求.....	9-1
9.4	自衛隊の派遣要請.....	9-1
第 10 章	費用負担と公用負担	10-1
10.1	費用負担.....	10-1
10.2	公用負担.....	10-1
第 11 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	11-1
11.1	洪水対応.....	11-1
第 12 章	水防協力団体	12-1
12.1	水防協力団体の指定、監督、情報提供.....	12-1
12.2	水防協力団体の業務.....	12-1
12.3	水防協力団体と水防団等の連携.....	12-1
12.4	水防協力団体の申請・指定及び運用.....	12-1

< 別添 >

○資料編

○参考編

第1章 総 則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1. 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第2条第2項）

2. 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。（法第4条）

3. 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項）

4. 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第2条第4項）

5. 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。（法第2条第5項）

6. 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

7. 量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第7項、法第10条第3項）

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第12条）

8. 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。(法第 36 条第 1 項)

9. 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う。(法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項)

10. 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川(水防警報河川)について、国土交通省は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第 2 条第 8 項、法第 16 条)

11. 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。(法第 13 条)

12. 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位(危険水位)への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

13. 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第 12 条第 1 項に規定される通報水位)をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

14. 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であつて、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

15. 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

16. 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

17. 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

18. 重要水防区域

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する区域をいう。

19. 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。（法第 14 条）

1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1. 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（法第 3 条の 6）具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）

- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (8) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項）
- (9) 洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- (10) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定した時の公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- (13) 水防信号の指定（法第 20 条）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

2. 水防管理団体等の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第 3 条） 具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第 5 条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- (4) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- (7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 3）
- (8) 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）

- (9) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- (10) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- (11) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (12) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (13) 他の水防管理者又は市町村若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- (14) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- (15) 公用負担により損失を受けた者への補償（法第 28 条第 3 項）
- (16) 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (17) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (18) 水防計画の作成及び要旨の公表（指定水防管理団体）（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- (19) 水防協議会の設置（指定水防管理団体）（法第 34 条）
- (20) 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- (21) 水防協力団体に対する監督（法第 39 条）
- (22) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (23) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (24) 消防事務との調整（法第 50 条）

3. 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (4) 洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- (5) 水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (7) 大規模氾濫減災対策協議会の設置（法第 15 条の 9）
- (8) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）

(10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

(11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

4. 河川管理者の責任

(1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）

(2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

5. 気象庁の責任

(1) 気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）

(2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

6. 居住者等の義務

(1) 水防への従事（法第 24 条）

(2) 水防通信への協力（法第 27 条）

7. 水防協力団体の義務

(1) 決壊の通報（法第 25 条）

(2) 決壊後の処置（法第 26 条）

(3) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）

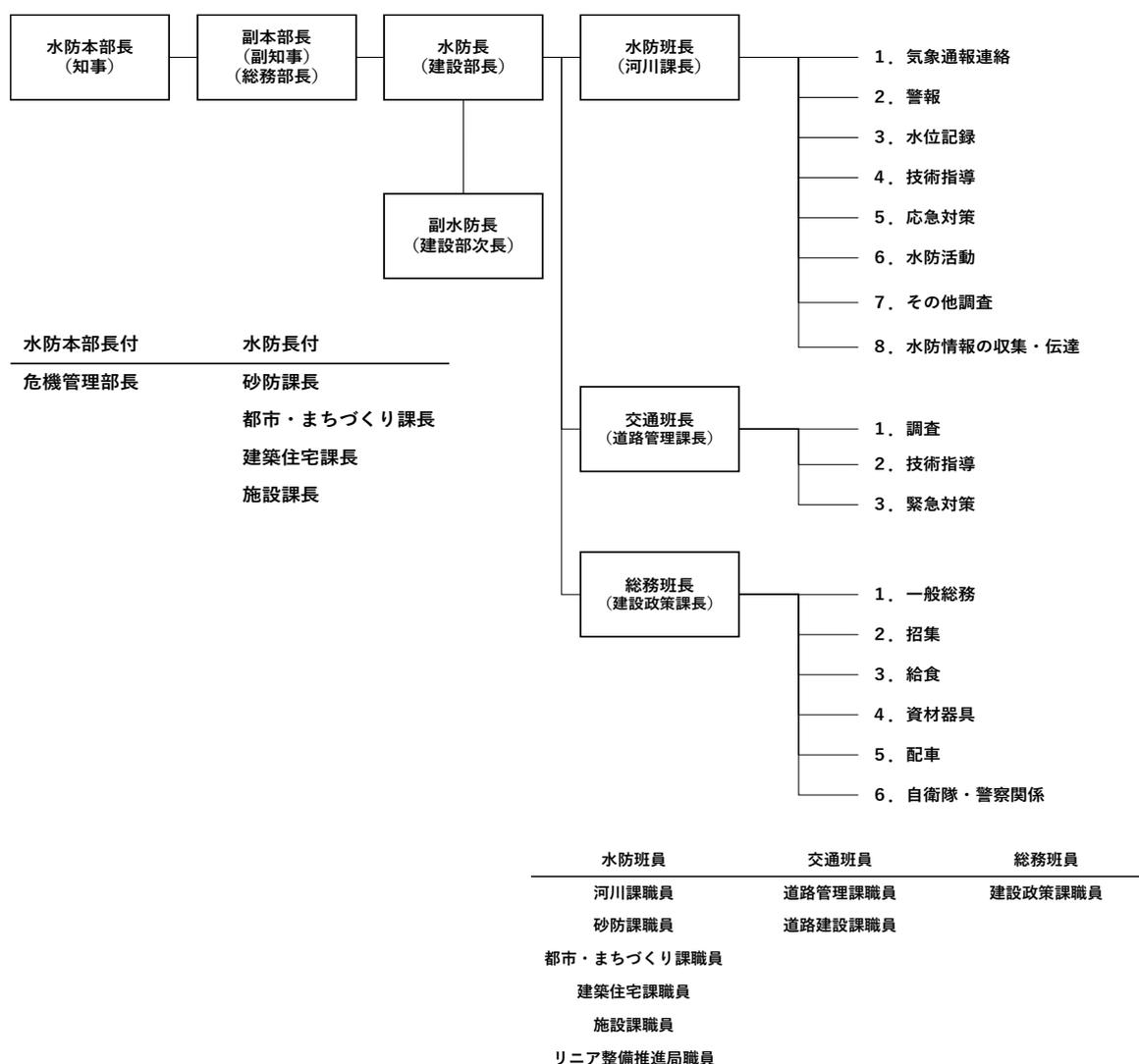
(4) 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

第2章 県における水防組織

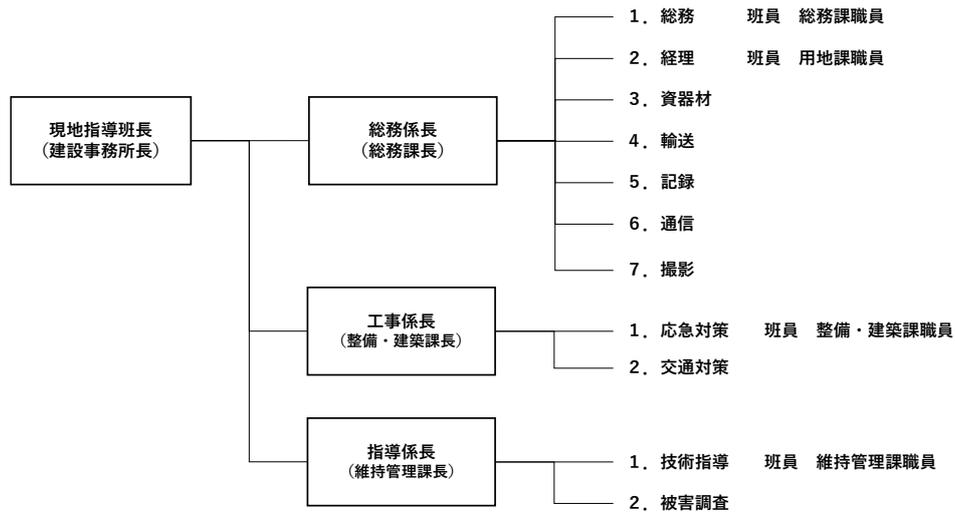
2.1 水防組織

水防に関係ある警報・注意報等の発表または地震等の発生等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、県は建設部河川課に長野県水防本部（以下「水防本部」という。）を、各建設事務所等に現地指導班を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、長野県災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

1. 水防本部の構成及び分担事務



2. 現地指導班の構成及び分担事務



注1 総務・維持管理・整備・用地及び建築課以外の課が置かれている建設事務所の当該課職員は、班長が指定するところにより事務を分掌する。

注2 建設事務所以外の建設部関係現地機関については、建設事務所に準じて現地指導班を構成する。

3. 警報・注意報等発表区分と現地指導班の設置

水防に関係のある警報・注意報が発表された場合、該当する市町村を管轄する現地指導班は、次のとおり設置する。

地区	発表区分	現地指導班を設置する事務所	
北 部	中野飯山地域	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村	北信建設事務所
	長野地域	長野市	長野建設事務所、土尻川砂防事務所、裾花ダム管理事務所、浅川改良事務所
		須坂市・小布施町・高山村	須坂建設事務所
		千曲市・坂城町	千曲建設事務所
		信濃町・飯綱町	長野建設事務所
		小川村	長野建設事務所、土尻川砂防事務所
	大北地域	大町市	大町建設事務所、犀川砂防事務所、土尻川砂防事務所
		池田町	大町建設事務所、犀川砂防事務所
		松川村	大町建設事務所
		白馬村・小谷村	大町建設事務所、姫川砂防事務所

地区		発表区分	現地指導班を設置する事務所
中 部	上田地域	上田市・東御市・青木村・長和町	上田建設事務所
	佐久地域	小諸市・佐久市・立科町・御代田町 ・軽井沢町・佐久穂町・小海町・ 南牧村・川上村・南相木村・ 北相木村	佐久建設事務所
	松本地域	松本市（乗鞍上高地を除く）・ 麻績村・筑北村	松本建設事務所、奈良井川改良事務所、 犀川砂防事務所
		生坂村	松本建設事務所、犀川砂防事務所
		塩尻市（檜川を除く）・山形村・ 朝日村	松本建設事務所、奈良井川改良事務所
		安曇野市	安曇野建設事務所
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地（松本市）	松本建設事務所
諏訪地域	岡谷市・諏訪市・茅野市・ 下諏訪町・富士見町・原村	諏訪建設事務所	
南 部	上伊那地域	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町 ・南箕輪村・中川村・宮田村	伊那建設事務所
		飯島町	伊那建設事務所、松川ダム管理事務所
	木曾地域	檜川（塩尻市）	松本建設事務所、奈良井川改良事務所
		上松町・南木曾町・木祖村・ 王滝村・大桑村・木曾町	木曾建設事務所
	下伊那地域	飯田市・松川町	飯田建設事務所、松川ダム管理事務所
		高森町・阿南町・阿智村・ 平谷村・根羽村・下條村・売木村・ 泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村・ 天龍村	飯田建設事務所

2.2 非常配備

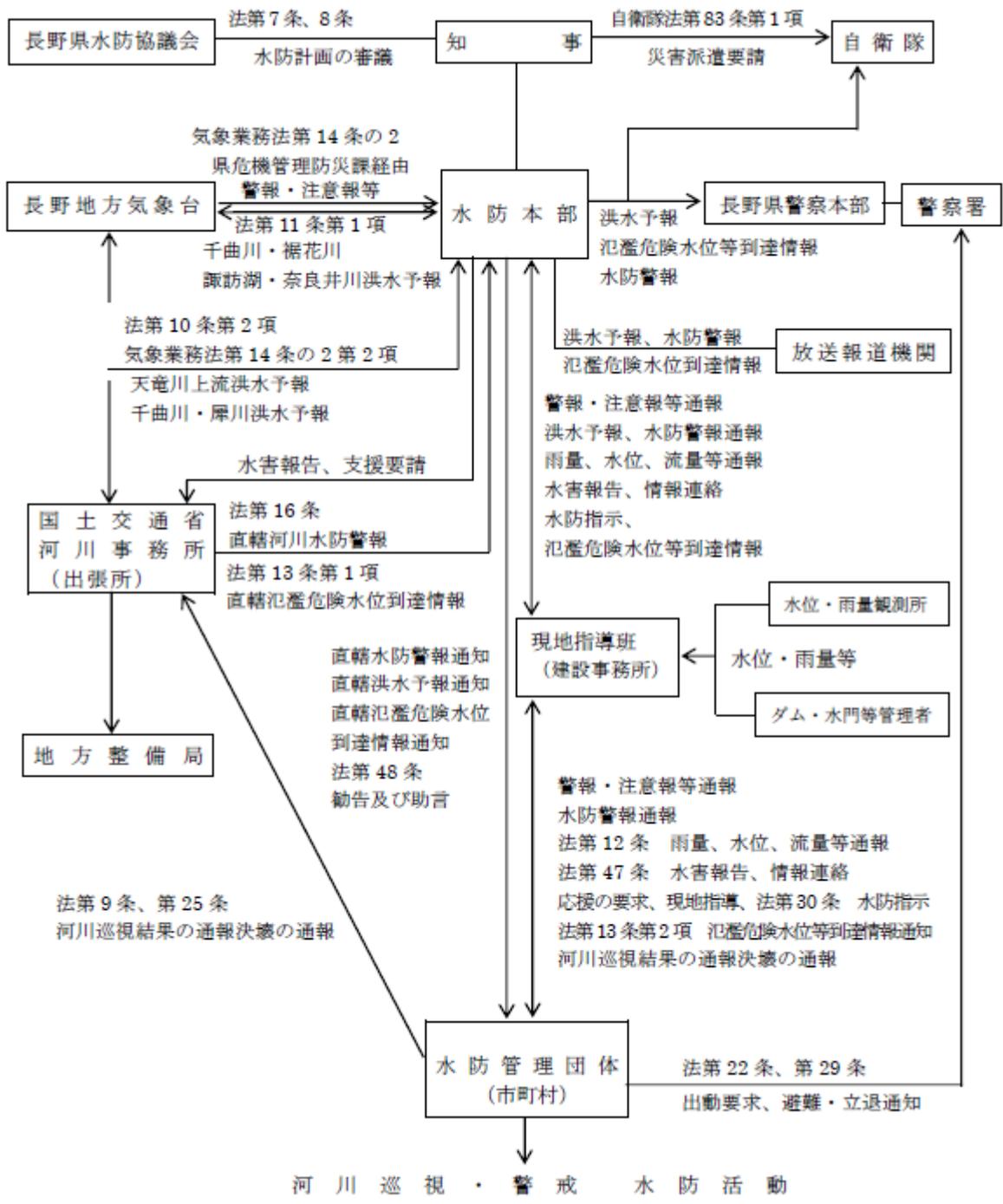
法第10条第1項の規定による洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。

非常配備の発令は、水防本部長が行うものとする。ただし、現地指導班長は、自らの管轄水防区域の状況を考慮し、あらかじめ各配備区分における出動人員を定めておくとともに、緊急に必要があると認めるときは、独自の判断により配備の発令及び体制の強化を行う。

配備の段階	配備の時期	勤務の体制	配備人員
第1 配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2 配備の招集その他の活動ができる体制	数人の職員
第2 配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2. 水防長または現地指導班長が必要と認め指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動(災害の応急対策)が遅滞なく遂行できる体制	各班の所属職員の約半数
第3 配備	1. 激甚な災害が予想されるときまたは、危険性が大で第2 配備で処理できがたいと認められるとき 2. 水防長または現地指導班長が必要と認め指令したとき	完全な水防体制	所属職員の全員及び応援を求められた部局の職員

2.3 水防関係機関の連絡系統

県内の主な水防関係機関相互の連絡系統は、次図のとおりとする。



第3章 水防管理団体

3.1 水防管理団体の水防計画

1. 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、法第33条の規定に基づき、具体的な水防計画を定め、出水期前までに水防協議会又は市町村防災会議に諮り、所轄建設事務所に報告しなければならない。

非指定の水防管理団体においても、努めて水防計画を定めておくものとする。

2. 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

3. 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、市町村又は水防事務組合にあっては条例で定めるものとする。

4. 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するために、組織の整備、資機材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。

3.2 水防訓練

1. 指定水防管理団体は毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。なお、訓練要領は、おおむね次の基準により所轄建設事務所長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

(1) 洪水等に対する堤防護岸等の保護及びその処置並びに堤防護岸等の決壊後の処置等に対する工法の知識の習得と訓練による技術の体得

(2) 洪水予報を受けてからの配備体制、水防警報が発せられた場合の出動、又は出動の準備等に対する指示命令の系統的訓練

2. 非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

3.3 水防管理団体の概要

県内の水防管理団体の概要は、次表のとおりである。なお、詳細は資料編（第1表及び第6表参照）

のとおりである。

建設事務所	水防管理団体		職員・団員数		水防倉庫等数			
	指定	非指定	職員数	団員数	水防倉庫	代用倉庫 (防災倉庫等)	県有水防倉庫	国有水防倉庫
佐久	8	3	208	3,927	36	10	1	0
上田	3	1	214	2,711	24	6	1	2
諏訪	5	1	194	2,323	32	2	0	0
伊那	8	0	171	3,005	32	1	1	4
飯田	6	8	360	2,288	59	7	1	2
木曾	5	1	70	999	12	12	0	0
松本	5	2	326	3,268	34	3	0	2
安曇野	1	0	75	686	8	0	0	1
大町	5	0	93	1,363	6	4	0	0
千曲	2	0	105	894	12	0	0	3
須坂	2	1	93	985	18	0	0	2
長野	1	3	472	3,851	40	35	0	6
北信	5	1	156	2,661	26	4	0	3
計	56	21	2,537	28,961	339	84	4	25

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

1. 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

長野地方気象台長は、気象等の状況により、洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準（3）大雨注意報」の条件に該当する場合。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準（1）大雨警報」の条件に該当する場合。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きくと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準（4）洪水注意報」の条件に該当する場合。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準（2）洪水警報」の条件に該当する場合。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

※発表基準欄に記載した数値は、長野県における過去の災害事例と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予測する際の概ねの目安である。

※水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の注意報・警報のうち水防に関する者を用いて行い、水防活動用の語は用いない。

※注意報・警報はその種類に関わらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報にきりかえられる。

※情報の取扱いについては、注意報・警報等の連絡に準じて行うものとする。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの情報は、気象庁ホームページで見ることができる。

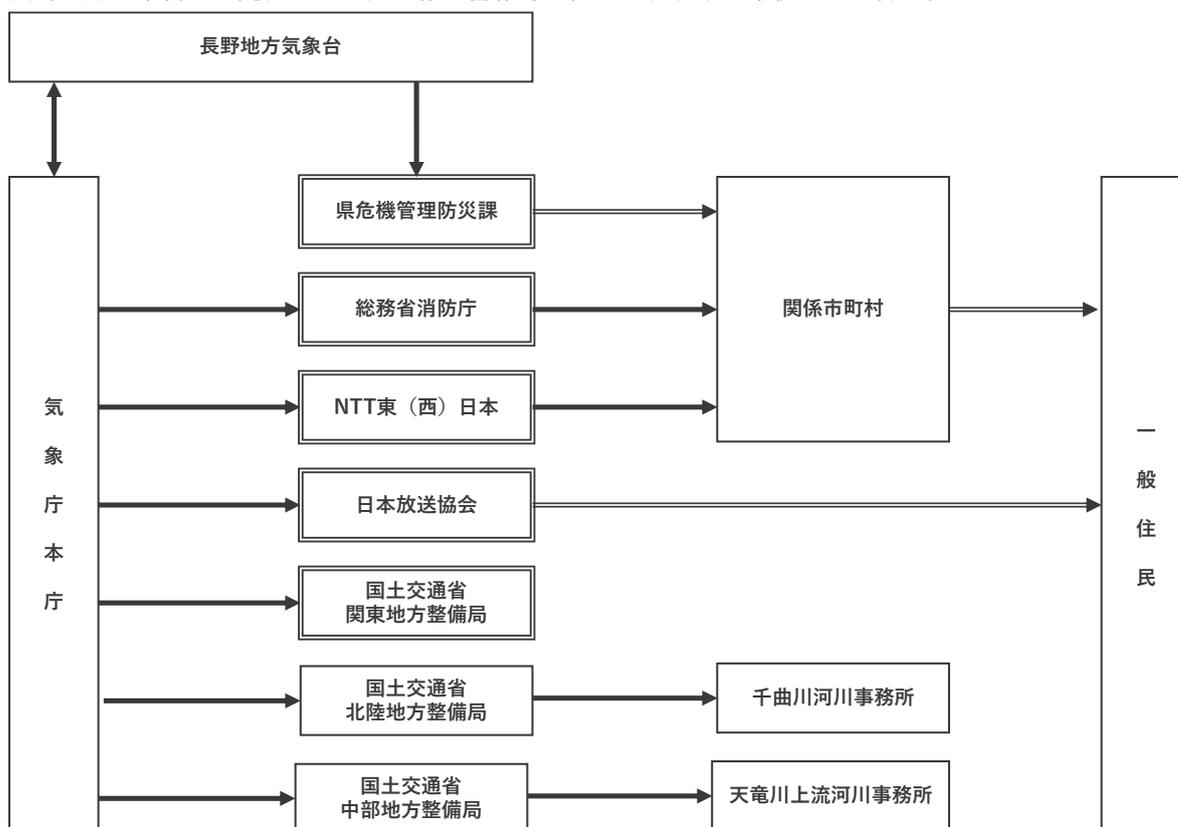
種 類	内 容
<p>浸水キキクル 大雨警報（浸水害）の 危険度分布</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
<p>洪水キキクル 洪水警報の危険度分布</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(その他の気象情報)

種 類	内 容
<p>早期注意情報 (警報級の可能性)</p>	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>
<p>記録的短時間 大雨情報</p>	<p>大雨警報発表中の市町村において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。</p>
<p>台風情報</p>	<p>台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項などを示した「総合情報」がある。</p>
<p>全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報</p>	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p>

2. 警報等の伝達系統

長野地方気象台から発表される注意報・警報等の伝達は、以下の系統により行う。



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

※二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

4.2 洪水予報河川における洪水予報

1. 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、関係者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知した場合は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
氾濫注意情報 (警戒情報解除)	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）に発表される。
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったときに発表される。

2. 国が行う洪水予報

(1) 国が洪水予報を行う河川一覧

水防法第10条第2項並びに気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川（洪水予報河川）は、次のとおりである。

河川名	区 域	水位の子報 に関する 基準地点	関係水防管理団体		担当官署
千曲川	左岸：上田市大屋字向川原（大屋橋） 右岸：上田市大屋字南遠川原 から 左岸：飯山市大字一山字十二平 右岸：野沢温泉村大字平林字広見 まで	生田 杭瀬下 立ヶ花	上田市 坂城町 須坂市 中野市 木島平村 栄村	千曲市 長野市 小布施町 飯山市 野沢温泉村	千曲川 河川事務所 長野地方気象台
犀川	左岸：長野市大字塩生字臥部（両郡橋） 右岸：長野市篠ノ井大字小松原字高松 から 千曲川合流点 まで	小市	長野市 小布施町		千曲川 河川事務所 長野地方気象台
天竜川 (上流)	辰野町大字平出字平田 1697-2 地先（昭和橋）から 飯田市龍江 7122-1 番地先（姑射橋）まで	伊那富 沢渡 市田 天竜峡	伊那市 辰野町 飯島町 中川村 飯田市 高森町 豊丘村	駒ヶ根市 箕輪町 南箕輪村宮 田村 松川町 喬木村	天竜川上流 河川事務所 長野地方気象台

※千曲川・犀川（平成3年 運輸省、建設省告示第2号）

※天竜川（平成21年3月23日 国土交通省告示第303号）

3. 長野県と気象庁が共同で行う洪水予報

(1) 長野県と気象庁が共同で洪水予報を行う河川一覧

水防法第11条第1項の規定に基づき、長野県知事と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川（洪水予報河川）は、次のとおりである。

河川名	区 域	水位の予報 に関する 基準地点	関係水防 管理団体	担当官署
千曲川	佐久市下越（白田橋） から 左岸：上田市大屋字向川原（大屋橋） 右岸：上田市大屋字南遠川原 まで	下越 塩名田	佐久市 小諸市 東御市 上田市	長野県建設部 河川課
	左岸：飯山市大字一山字十二平（湯滝橋） 右岸：野沢温泉村大字平林字広見 から 栄村北信（新潟県境） まで	市川橋	飯山市 野沢温泉村 栄村	長野地方気象台
裾花川	左岸：長野市大字南長野字鐘ヶ瀬 右岸：長野市大字平柴（善光寺用水裾花取水口） から 左岸：長野市青木島町青木島字狐島 右岸：長野市差出南三丁目（犀川合流点） まで	小市	長野市 小布施町	長野県建設部 河川課 長野地方気象台
諏訪湖	湖岸一円	釜口水門	岡谷市 諏訪市 下諏訪町	長野県建設部 河川課 長野地方気象台
奈良井川	左岸：塩尻市大字洗馬 右岸：塩尻市大字宗賀（琵琶橋） から 松本市大字島内（島橋） まで	琵琶橋 新橋	松本市 塩尻市	長野県建設部 河川課 長野地方気象台

4.3 水位周知河川における水到達情報

1. 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水位が避難判断水位に達したときは、関係者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知した場合は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

2. 国が行う水位到達情報の通知

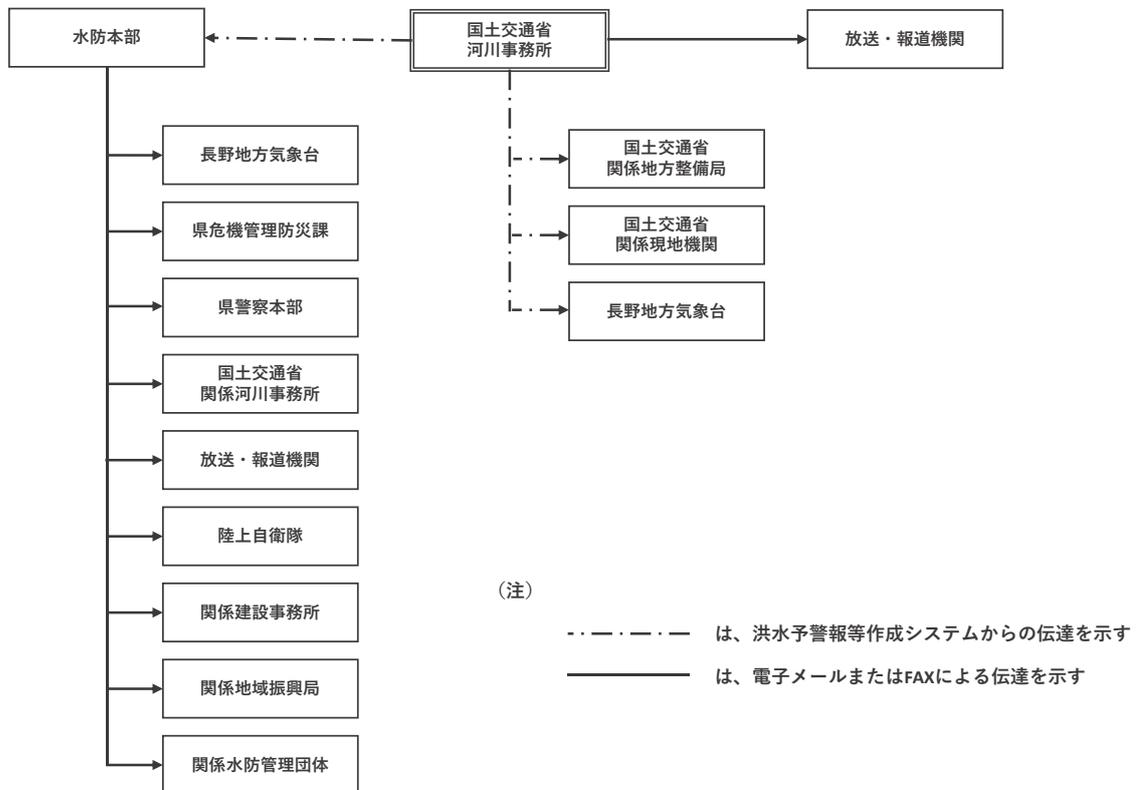
(1) 国が水位情報の通知を行う河川一覧

水防法第13条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）は、次のとおりである。

河川名	区域	基準観測所	位置	避難判断水位	氾濫危険水位	関係水防管理団体	水位情報通知者
犀川	松本市波田前淵 (新淵橋) から 松本市島内 (奈良井川合流点) まで	稲核ダム	松本市安曇 島々	流量 690m ³ /s	流量 780m ³ /s	松本市	千曲川 河川事務所
	松本市島内 (奈良井川合流点) から 安曇野市明科七貴 (高瀬川合流点) まで	熊倉	安曇野市 豊科高家字寺 村	5.8	6.0	安曇野市	
	安曇野市明科七貴 (高瀬川合流点) から 生坂村北陸郷字沢口 (日野橋) まで	陸郷	安曇野市 明科南陸郷	4.5	4.8	安曇野市 生坂村	

※熊倉、陸郷の各基準水位の単位はmとする

(2) 水位到達情報の伝達系統



3. 長野県が行う水位到達情報の通知

(1) 長野県が水位情報の通知を行う河川一覧

水防法第13条第2項の規定に基づき、知事が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）は、次のとおりである。

河川名	区域	基準観測所	位置	避難判断水位	氾濫危険水位	関係水防管理団体	水位情報通知者
千曲川	川上村梓山（黒巖橋）から 南牧村海尻（湯川合流点）まで	樋沢	川上村 樋沢	3.5	3.8	川上村 南牧村	佐久 建設事務所
	南牧村海尻（湯川合流点）から 佐久市下越（白田橋）まで	下越	佐久市 下越	2.7	3.1	南牧村 小海町 佐久穂町 佐久市	
湯川	軽井沢町大字長倉から 御代田町（湯川ダム）まで	杉瓜	軽井沢町 発地	1.95	2.35	軽井沢町 御代田町	佐久 建設事務所
	御代田町（湯川ダム）から 佐久市鳴瀬（千曲川合流点）まで	横根	佐久市 横根	2.7	3.1	御代田町 佐久市	
依田川	長和町和田（観音橋）から 長和町古町（上田市境）まで	立岩	長和町 立岩	2.8	3.2	長和町	上田 建設事務所
	長和町古町（上田市境）から 上田市長瀬（千曲川合流点）まで	依田橋	上田市 長瀬	3.8	4.4	上田市	
神川	上田市真田町長（土合橋）から 上田市岩下（千曲川合流点）まで	神川	上田市 林之郷	2.7	3.0	上田市	上田 建設事務所
浦野川	青木村田沢（青木橋）から 青木村・上田市境まで	浦野川	上田市 越戸	2.6	2.9	青木村	上田 建設事務所
	青木村・上田市境から 上田市下之条（千曲川合流点）まで	浦野川	上田市 越戸	1.5	1.9	上田市	
田川	塩尻市広丘吉田（水神橋）から 松本市中条（薄川合流点）まで	出川	松本市 出川	1.4	1.9	松本市 塩尻市	松本 建設事務所
	松本市中条（薄川合流点）から 松本市白板（奈良井川合流点）まで	渚	松本市 渚	1.8	2.4	松本市	
薄川	松本市筑摩（中林橋）から 松本市中条（田川合流点）まで	薄川	松本市 埋橋	1.7	2.1	松本市	松本 建設事務所
女鳥羽川	松本市旭（あさひ橋）から 松本市白板（田川合流点）まで	女鳥羽川	松本市 巾上	2.0	2.6	松本市	松本 建設事務所
穂高川	安曇野市穂高有明（乳川合流点）から 安曇野市穂高北穂高（安曇野大橋）まで	巾下	安曇野市 穂高	2.7	3.3	安曇野市	安曇野 建設事務所
万水川	安曇野市堀金鳥川（万水川上流端）から 安曇野市穂高（犀川合流点）まで	矢原	安曇野市 穂高矢原	2.2	2.6	安曇野市	安曇野 建設事務所
高瀬川	大町市大町（高瀬上橋）から 安曇野市明科七貴（犀川合流点）まで	十日 市場	安曇野市 穂高北穂 高	2.0	2.3	大町市 池田町 松川村 安曇野市	大町 建設事務所

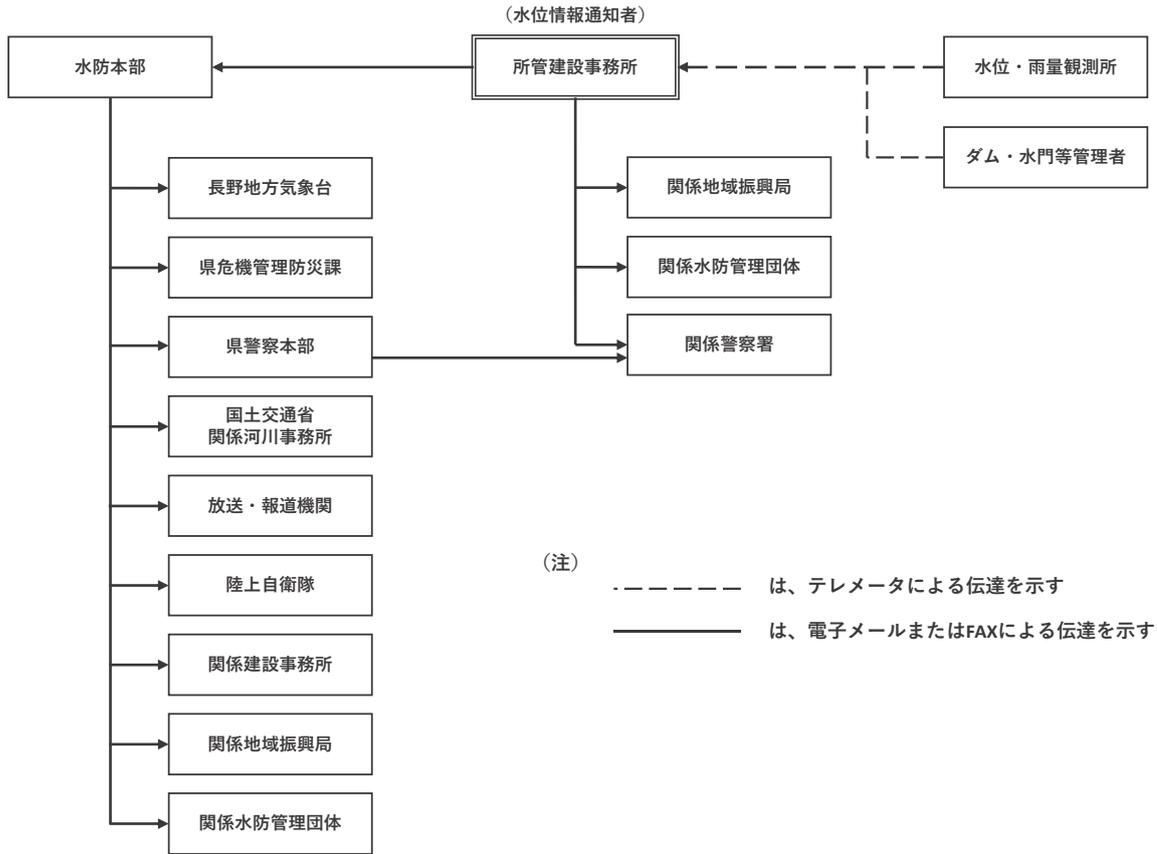
河川名	区域	基準 観測所	位置	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	関係 水防 管理 団体	水位情報 通知者
沢山川	千曲市森（県営水道森配水池）から 千曲市土口（千曲川合流点）まで	生萱	千曲市 森	2.7	3.1	千曲市	千曲 建設事務所
松川	高山村山田入（柞沢川合流点）から 小布施町大島（千曲川合流点）まで	小布施 松川	小布施町 福原 松川橋下	2.1	2.4	須坂市 小布施町 高山村	須坂 建設事務所
百々川	須坂市村石（百々川橋）から 須坂市高梨（千曲川合流点）まで	百々川橋	須坂市 百々川橋	1.7	2.4	須坂市	須坂 建設事務所
鮎川	須坂市幸高（鮎川橋）から 須坂市中島（百々川合流点）まで	鮎川	須坂市 鮎川橋下	1.9	2.3	須坂市	須坂 建設事務所
八木沢川	高山村赤和（赤和3号砂防堰堤）から 須坂市北相之島（千曲川合流点）まで	八木沢川	須坂市 小河原	1.6	1.8	須坂市 高山村	須坂 建設事務所
夜間瀬川	山ノ内町横湯（横湯砂防堰堤）から 中野市柳沢（千曲川合流点）、まで	星川	山ノ内町 星川	1.4	1.8	中野市 山ノ内町	北信 建設事務所
蛭川	長野市松代町豊栄（鍋山川合流点）から 長野市松代町東寺尾（千曲川合流点）まで	豊栄	長野市 松代町 豊栄	1.3	1.5	長野市	長野 建設事務所
犀川	生坂村北陸郷字沢口（日野橋）から 長野市信州新町日原西(更級橋)まで	弘崎	長野市 信州新町 日原東	5.8	6.5	長野市 大町市 生坂村	長野 建設事務所
	長野市信州新町日原西(更級橋)から 長野市塩生甲（両郡橋）まで	弘崎	長野市 信州新町 日原東	6.8	7.5	長野市	長野 建設事務所
浅川	長野市浅川東条（東条橋）から 小布施町小布施（千曲川合流点）まで	富竹	長野市 富竹	2.5	3.0	長野市 小布施町	長野 建設事務所
鳥居川	信濃町柏原（しなの鉄道橋）から 長野市豊野町浅野（千曲川合流点）まで	鳥居川	飯綱町 倉井	2.5	2.8	信濃町 飯綱町 長野市	長野 建設事務所
姫川	白馬村佐野（鳴沢川合流点）から 白馬村通（楠川合流点）まで	天神宮橋	白馬村 大出	2.7	3.0	白馬村	大町 建設事務所
	白馬村通（楠川合流点）から 小谷村川尻（姫川橋）まで	雨中	小谷村 雨中	2.4	2.9	白馬村 小谷村	
松川	白馬村北城豆淵（二股橋）から 白馬村北城外出（姫川合流点）まで	松川 橋上	白馬村 松川橋上	3.2	3.6	白馬村	大町 建設事務所
天竜川	岡谷市湊（釜口水門）から 岡谷市・辰野町境まで	下浜	岡谷市 湊	4.6	5.0	岡谷市	諏訪 建設事務所
	岡谷市・辰野町境から 辰野町平出（昭和橋）まで	伊那富	辰野町 樋口	2.4	2.6	辰野町	伊那 建設事務所
上川	茅野市玉川（柳川合流点）から 茅野市横内まで	銭場	茅野市 中河原	2.1	2.5	茅野市	諏訪 建設事務所
	茅野市横内から 諏訪市上諏訪（諏訪湖）まで	江川橋	茅野市 ちの	3.6	3.9	諏訪市 茅野市	

河川名	区域	基準観測所	位置	避難判断水位	氾濫危険水位	関係水防管理団体	水位情報通知者
宮川	茅野市宮川(西茅野大橋)から 茅野市安国寺まで	安国寺	茅野市 安国寺	1.9	2.2	茅野市	諏訪 建設事務所
	茅野市安国寺から 諏訪市豊田(諏訪湖)まで	中洲	諏訪市 中洲	1.9	2.1	諏訪市 茅野市	
砥川	下諏訪町(医王渡橋)から 下諏訪町(諏訪湖河口)まで	医王渡橋	下諏訪町 社	1.1	1.4	下諏訪町	諏訪 建設事務所
横河川	岡谷市長地(上の原小通学橋)から 岡谷市(諏訪湖河口)まで	長地	岡谷市 長地	1.1	1.2	岡谷市	諏訪 建設事務所
阿智川	阿智村智里(湯ノ瀬橋)から 阿智村伍和(わい・Wai 橋)まで	駒場	阿智村 駒場	3.3	3.9	阿智村	飯田 建設事務所
遠山川	飯田市南信濃押出(押出橋)から 飯田市南信濃尾之島 (八重河内川合流点)まで	和田	飯田市 南信濃 和田	4.1	4.5	飯田市	飯田 建設事務所
	飯田市南信濃柳瀬(月の島橋)から 飯田市南信濃大町(宮の前橋)まで	南和田 (平岡)	飯田市 南信濃 名古屋山	4.9	5.5	飯田市	
松川	飯田市鼎切石(妙琴公園)から 飯田市松尾新井(天竜川合流点)まで	上茶屋	飯田市 鼎上茶屋	2.6	2.9	飯田市	飯田 建設事務所
木曽川	木曽町出尻(城山発電所)から 木曽町・上松町境まで	大手橋	木曽町 大手橋	2.1	2.5	木曽町	木曽 建設事務所
	木曽町・上松町境から 大桑村・南木曽町まで	桃山	上松町 小野	12.8	13.5	上松町 大桑村	
	大桑村・南木曽町境から 南木曽町田立(岐阜県境)まで	南木曽 (高瀬橋)	南木曽町 高瀬橋	6.4	7.2	南木曽町	

※各基準水位の単位はmとする

※水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第37号)附則第2条の規定により、同法施行(平成17年7月1日)の際に知事が指定している水防警報河川は、知事が指定する水位周知河川とみなされる。

(2) 水位到達情報の伝達系統



4.4 水防警報

1. 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報を通知したときは、関係者に通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき。
状況	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき。
解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき。

2. 国が行う水防警報

(1) 国が行う水防警報河川一覧

水防法第 16 条の規定に基づき、国土交通大臣が水防警報を行う河川（水防警報河川）は、次のとおりである。

河川名	区域	水位情報通知者
千曲川	左岸：上田市大屋字向川原 右岸：上田市大屋字南遠川原（大屋橋） から	千曲川河川事務所
	左岸：飯山市大字一山字十二平 右岸：野沢温泉村大字平林字広見（湯滝橋） まで	
犀川	左岸：松本市安曇川端 右岸：松本市波田前淵（新淵橋） から 幹川合流点 まで	
天竜川	辰野町大字平出字平田（昭和橋） から 左岸：飯田市大字龍江 7122-14 地先 右岸飯田市大字川路 4925-5 地先（姑射橋） まで	天竜川上流河川事務所

長野県管内の水防警報の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位	関係水防管理団体	関係建設事務所	
千曲川	生田	上田市生田	0.8	1.9	4.0	5.75	上田市 坂城町 千曲市	上田 千曲	
	杭瀬下	千曲市杭瀬下	0.7	1.6	5.0	5.42	千曲市 須坂市 中野市	長野市 小布施町	千曲 長野 須坂 中野
	立ヶ花	中野市立ヶ花	3.0	5.0	9.2	10.75	長野市 須坂市 小布施町 中野市 飯山市 木島平村 野沢温泉村	長野 須坂 中野 飯山	
犀川	稲核ダム	松本市安曇島々	220 m3/s	300 m3/s	780 m3/s	1800 m3/s	松本市 安曇野市	松本 安曇野	
	熊倉	安曇野市豊科高家	3.5	4.0	6.0	7.15	安曇野市	安曇野	
	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.5	3.3	4.8	7.47	安曇野市 生坂村 長野市	松本 安曇野 大町 長野	
	小市	長野市川中島町	-0.5	0.0	1.8	5.03	長野市 須坂市 小布施町 中野市	長野 須坂 中野 飯山	
天竜川 (上流)	伊那富	辰野町樋口	1.0	1.5	3.1	3.12	辰野町 箕輪町 南箕輪村	伊那 飯田	
	北殿	南箕輪村北殿	6.0	6.5		8.04	南箕輪村 伊那市		
	伊那	伊那市狐島	3.5	4.0		5.55	伊那市		
	沢渡	伊那市東春近渡場	0.5	0.9	1.8	4.41	伊那市 宮田村 駒ヶ根市		
	下平	駒が遠視赤穂下平	2.2	2.4		4.7	駒ヶ根市 飯島町 中川村 松川町		
	市田	高森町下市田	0.7	1.4	4.0	4.81	松川町 高森町 飯田市 豊丘村 喬木村	飯田	
	伊久間	喬木村伊久間	1.4	1.7		6.24	喬木村 飯田市		
	天竜峡	飯田市龍江太田下	9.7	11.0	16.3	20.20	飯田市 喬木村		

(2) 水防警報の段階と範囲

- ・ 第一段階 準備 水防資機材の整備、点検及び水門等の開平の準備並びに水防団及び消防団の幹部出動
- ・ 第二段階 出動 水防団員及び消防団員の出動
- ・ 第三段階 解除 水防活動の終了
- ・ (適宜) 状況 水位、雨量等水防活動に必要な状況

河川名	観測所名	準備	出動	解除	状況
千曲川	生田 杭瀬下 立ヶ花	水防団待機水位に達し氾濫注意水位を越えるおそれのあるとき	氾濫注意水位以上に上昇するおそれのあるときで、氾濫注意水位に達すると予想される時	氾濫注意水位以下に下がり水防作業の必要がなくなったとき	水防活動に必要なとき
	犀川				
天竜川	伊那富	氾濫注意水位 1.5m	出動水位 2.2m で必要に応じて出動		
	北殿	” 6.5m	” 7.0m ”		
	伊那	” 4.0m	” 4.5m ”		
	沢渡	” 0.9m	” 1.3m ”		
	下平	” 2.4m	” 2.6m ”		
	市田	” 1.4m	” 2.0m ”		
	伊久間	” 1.7m	” 2.5m ”		
天竜峡	” 11.0m	” 12.5m ”			

3. 長野県が行う水防警報

(1) 長野県が行う水防警報河川一覧（昭和32年長野県告示第168号他）

水防法第16条の規定に基づき、知事が水防警報を行う河川（水防警報河川）は、次のとおりである。

河川名	区域	基準 観測所	位置	水防 団待機 水位	氾濫 注意水位	関係 水防 管理 団体	水位情報 通知者
千曲川	川上村梓山（黒巖橋）から 南牧村海尻（湯川合流点）まで	樋沢	川上村 樋沢	1.5	1.8	川上村 南牧村	佐久 建設事務所
	南牧村海尻（湯川合流点）から 佐久市下越（白田橋）まで	下越	佐久市 下越	2.0	2.5	南牧村 小海町 佐久穂町 佐久市	
	佐久市下越（白田橋）から 上田市大屋（大屋橋）まで	下越	佐久市 下越	1.0	1.7	佐久市 小諸市 東御市 上田市	
	佐久市下越（白田橋）から 上田市大屋（大屋橋）まで	塩名田	佐久市 御馬寄	2.2	3.0	佐久市 小諸市 東御市 上田市	
	飯山市一山（湯滝橋）から 栄村北信（新潟県境）まで	市川橋	野沢温泉村 虫生	12.0	14.5	飯山市 野沢温泉村 栄村	北信 建設事務所
湯川	軽井沢町大字長倉から 御代田町（湯川ダム）まで	杉瓜	軽井沢町 発地	1.2	1.6	軽井沢町 御代田町	佐久 建設事務所
	御代田町（湯川ダム）から 佐久市鳴瀬（千曲川合流点）まで	横根	佐久市 横根	0.9	1.3	御代田町 佐久市	
依田川	長和町和田（観音橋）から 長和町古町（上田市境）まで	立岩	長和町 立岩	2.1	2.4	長和町	上田 建設事務所
	長和町古町（上田市境）から 上市長瀬（千曲川合流点）まで	依田橋	上田市 長瀬	1.5	1.8	上田市	
神川	上田市真田町長（土合橋）から 上田市岩下（千曲川合流点）まで	神川	上田市 林之郷	0.9	1.1	上田市	上田 建設事務所
浦野川	青木村田沢（青木橋）から 上田市下之条（千曲川合流点）まで	浦野川	上田市 越戸	1.1	1.3	青木村 上田市	上田 建設事務所
奈良井川	塩尻市洗馬（琵琶橋）から 松本市島立（鎖川合流点）まで	琵琶橋	塩尻市 洗馬	1.0	1.1	塩尻市 松本市	松本 建設事務所
	松本市島立（鎖川合流点）から 松本市島内（島橋）まで	新橋	松本市 島内	1.4	1.9	松本市	
田川	塩尻市広丘吉田（水神橋）から 松本市中条（薄川合流点）まで	出川	松本市 出川	0.7	1.2	松本市 塩尻市	松本 建設事務所
	松本市中条（薄川合流点）から 松本市白板（奈良井川合流点）まで	渚	松本市 渚	0.7	1.3	松本市	

河川名	区域	基準 観測所	位置	水防 団待機 水位	氾濫 注意 水位	関係 水防 管理 団体	水位情報 通知者
薄川	松本市筑摩（中林橋）から 松本市中条（田川合流点）まで	薄川	松本市 埋橋	0.8	1.0	松本市	松本 建設事務所
女鳥羽川	松本市旭（あさひ橋）から 松本市白板（田川合流点）まで	女鳥羽川	松本市 巾上	1.3	1.8	松本市	松本 建設事務所
穂高川	安曇野市穂高有明（乳川合流点）から 安曇野市穂高北穂高（安曇野大橋）まで	巾下	安曇野市 穂高	1.3	2.0	安曇野市	安曇野 建設事務所
万水川	安曇野市堀金烏川（万水川上流端）から 安曇野市穂高（犀川合流点）まで	矢原	安曇野市 穂高矢原	1.3	2.0	安曇野市	安曇野 建設事務所
高瀬川	大町市大町（高瀬上橋）から 安曇野市明科七貴（犀川合流点）まで	十日市場	安曇野市 穂高北穂高	1.0	1.5	大町市 池田町 松川村 安曇野市	大町 建設事務所
沢山川	千曲市森（県営水道森配水池）から 千曲市土口（千曲川合流点）まで	生萱	千曲市 森	1.4	1, 7	千曲市	千曲 建設事務所
松川	高山村山田入（杵沢川合流点）から 小布施町大島（千曲川合流点）まで	小布施 松川	小布施町 福原 松川橋下	0.9	1.5	須坂市 小布施町 高山村	須坂 建設事務所
百々川	須坂市村石（百々川橋）から 須坂市高梨（千曲川合流点）まで	百々川橋	須坂市 百々川橋	0.7	1.4	須坂市	須坂 建設事務所
鮎川	須坂市幸高（鮎川橋）から 須坂市中島（百々川合流点）まで	鮎川	須坂市 鮎川橋下	1.2	1.4	須坂市	須坂 建設事務所
八木沢川	高山村赤和（赤和3号砂防堰堤）から 須坂市北相之島（千曲川合流点）まで	八木沢川	須坂市 小河原	1.2	1.4	須坂市 高山村	須坂 建設事務所
夜間瀬川	山ノ内町横湯（横湯砂防堰堤）から 中野市柳沢（千曲川合流点）、まで	星川	山ノ内町 星川	0.6	1.3	中野市 山ノ内町	北信 建設事務所
裾花川	長野市南長野（善光寺用水取水口）から 長野市青木島町（犀川合流点）まで	岡田	長野市 中御所	0.5	1.1	長野市	長野 建設事務所
蛭川	長野市松代町豊栄（鍋山川合流点）から 長野市松代町東寺尾（千曲川合流点）まで	豊栄	長野市 松代町 豊栄	0.5	1.0	長野市	長野 建設事務所
犀川	生坂村北陸郷字沢口（日野橋）から 長野市塩生甲（両郡橋）まで	弘崎	長野市 信州新町 日原東	3.6	5.2	長野市 大町市 生坂村	長野 建設事務所
浅川	長野市浅川東条（東条橋）から 小布施町小布施（千曲川合流点）まで	富竹	長野市 富竹	1.2	1.8	長野市 小布施町	長野 建設事務所
鳥居川	信濃町柏原（しなの鉄道橋）から 長野市豊野町浅野（千曲川合流点）まで	鳥居川	飯綱町 倉井	1.5	1.9	信濃町 飯綱町 長野市	長野 建設事務所
姫川	白馬村佐野（鳴沢川合流点）から 白馬村通（楠川合流点）まで	天神宮橋	白馬村 大出	1.1	1.8	白馬村	大町 建設事務所
	白馬村通（楠川合流点）から 小谷村川尻（姫川橋）まで	雨中	小谷村 雨中	1.1	1.4	白馬村 小谷村	

河川名	区域	基準 観測所	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	関係 水防 管理 団体	水位情報 通知者
松川	白馬村北城豆淵（二股橋）から 白馬村北城外出（姫川合流点）まで	松川橋上	白馬村 松川橋上	1.5	2.2	白馬村	大町 建設事務所
諏訪湖	湖岸一円	釜口水門	岡谷市 湊	1.5	1.7	諏訪市 岡谷市 下諏訪町	諏訪 建設事務所
天竜川	岡谷市湊（釜口水門）から 岡谷市・辰野町境まで	下浜	岡谷市 湊	2.6	3.7	岡谷市	諏訪 建設事務所
	岡谷市・辰野町境から 辰野町平出（昭和橋）まで	伊那富	辰野町 樋口	1.0	1.5	辰野町	伊那 建設事務所
上川	茅野市玉川（柳川合流点）から 茅野市横内まで	銭場	茅野市 中河原	0.8	1.9	茅野市	諏訪 建設事務所
	茅野市横内から 諏訪市上諏訪（諏訪湖）まで	江川橋	茅野市 ちの	2.0	3.4	諏訪市 茅野市	
宮川	茅野市宮川（西茅野大橋）から 茅野市安国寺まで	安国寺	茅野市 安国寺	0.9	1.5	茅野市	諏訪 建設事務所
	茅野市安国寺から 諏訪市豊田（諏訪湖）まで	中洲	諏訪市 中洲	1.1	1.7	諏訪市 茅野市	
砥川	下諏訪町（医王渡橋）から 下諏訪町（諏訪湖河口）まで	医王渡橋	下諏訪町 社	0.5	1.0	下諏訪町	諏訪 建設事務所
横河川	岡谷市長地（上の原小通学橋）から 岡谷市（諏訪湖河口）まで	長地	岡谷市 長地	0.6	0.9	岡谷市	諏訪 建設事務所
阿智川	阿智村智里（湯ノ瀬橋）から 阿智村伍和（わい・Wai 橋）まで	駒場	阿智村 駒場	2.2	3.0	阿智村	飯田 建設事務所
遠山川	飯田市南信濃押出（押出橋）から 飯田市南信濃尾之島 （八重河内川合流点）まで	和田	飯田市 南信濃 和田	2.0	3.1	飯田市	飯田 建設事務所
	飯田市南信濃柳瀬（月の島橋）から 飯田市南信濃大町（宮の前橋）まで	南和田 （平岡）	飯田市 南信濃 名古屋山	2.4	3.7	飯田市	
松川	飯田市鼎切石（妙琴公園）から 飯田市松尾新井（天竜川合流点）まで	上茶屋	飯田市 鼎上茶屋	1.8	2.1	飯田市	飯田 建設事務所
木曽川	木曽町出尻（城山発電所）から 木曽町・上松町境まで	大手橋	木曽町 大手橋	1.0	1.7	木曽町	木曽 建設事務所
	木曽町・上松町境から 大桑村・南木曽町まで	桃山	上松町 小野	11.5	12.0	上松町 大桑村	
	大桑村・南木曽町境から 南木曽町田立（岐阜県境）まで	南木曽 （高瀬橋）	南木曽町 高瀬橋	4.3	6.2	南木曽町	

（２）水防警報の段階と範囲

- 1) 水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、水防活動の必要が予測されたとき、及び、水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるときとする。このほか、必要に応じて水防警報を発令することがある。
- 2) 水防警報解除の基準は、水位が氾濫注意水位以下に下がり、水防作業の必要がなくなったときと

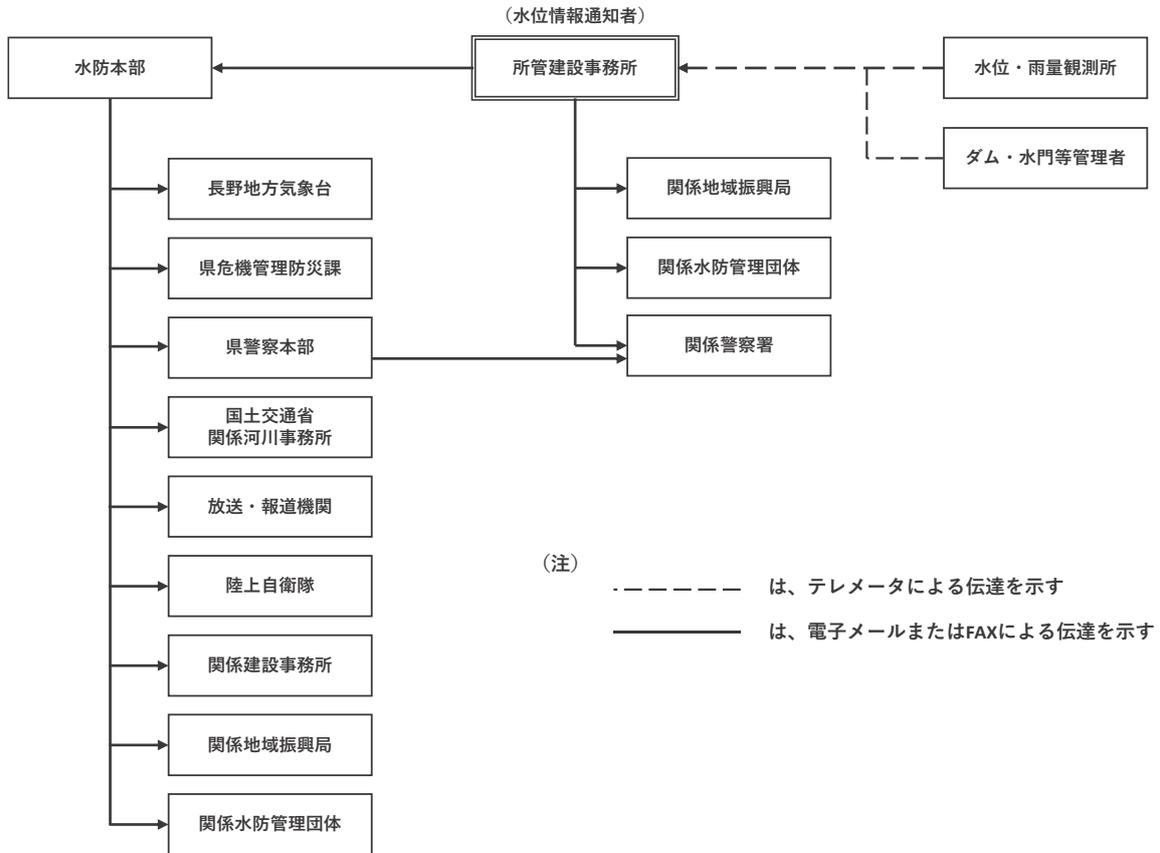
する。ただし、その間に水防活動上必要な洪水状況について適宜情報を発する。

3) 水防警報発令のときは、速やかに、次に示す水防警報伝達系統により、それぞれの機関に連絡するものとする。

4) 水防警報の発令段階

- | | | |
|------|----|--|
| 第1段階 | 準備 | 水防資材及び器材の整備、点検及び水門等の開閉の準備並びに水防団及び消防団の幹部の出動 |
| 第2段階 | 出動 | 水防団員及び消防団員の出動 |
| 第3段階 | 解除 | 水防活動の終了 |
| その他 | 状況 | 水位、雨量等水防活動に必要な状況 |

(3) 水防警報の伝達系統



第5章 水防活動

5.1 水防管理団体の非常配備

1. 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の水防団及び消防団を非常配備につかせるための指令は、次に発するものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報指定河川にあっては、その警報の伝達を受けた場合
- (3) 緊急に、その必要があるとして水防本部長からの指示があった場合

2. 本部員の非常配備

水防管理団体及びその部員（水防事務担当者）の非常配備については、長野県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめ体制を整備しておくものとする。

3. 水防団及び消防団の非常配備

(1) 待機

水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握するに努め、また団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。

待機指令は、水防に関係のある警報・注意報が発令される等、必要と認められた時に発する。

(2) 準備

水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資材及び器具の整備、点検、団員の配備計画等に当たり、ダム、水門等水防上必要な工作物のある所へ団員の派遣、及び堤防巡視等のため一部団員を出動させるものとする。

準備の指令は、河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれ等があり、かつ出動の必要が予測されたときに発する。

(3) 出動

水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。

出動指令は、河川の水位がなお上昇する等、出動の必要を認められたときに発する。

5.2 巡視及び警戒

1. 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において、水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2. 出水時

水防管理者等は、洪水時にあっては、河川等の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所を中心に巡視を行うものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水を発見したときは、5.6 に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部より漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

5.3 水防作業

1. 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮し、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は地震の安全確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、水防団員自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時実施できるよう努めなければならない。

2. 水防作業上の心得

- (1) 水防団員及び消防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、いったん出動した場合は命令なく部署を離れる等勝手な行動をとってはならない。
- (2) 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- (3) 作業中は私事を慎み、言動に注意し、特に夜間は「洪水」、「決壊」等の想像による用語を用いてはならない。
- (4) 命令及び伝達の情報は、特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員及び消防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけなければならない。

- (5) 洪水時において堤防に異常が起る時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大のとき、またはその直後である。しかし、がけ崩れ陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3ぐらいに減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること。

5.4 安全配慮

水防活動は、水防団員及び消防団員自身の安全確保に留意して実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員及び消防団員自身の安全は確保しなければならない。安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたる時は、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者または監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不足の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

5.5 避難のための立退き

1. 堤防等が決壊した場合または決壊の危険に瀕した場合には、法第29条の規定に基づき、水防本部長、現地指導班長またはその命を受けた職員もしくは水防管理者は、速やかに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。また、水防管理者は、指示した場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
2. 水防管理者は、避難のための立退を指示した場合は、その状況を所轄建設事務所長に速やかに報告し、諸葛建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。
3. 水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について避難計画を作成し、避難場所、経路等について定め、必要な処置を講じておくものとする。

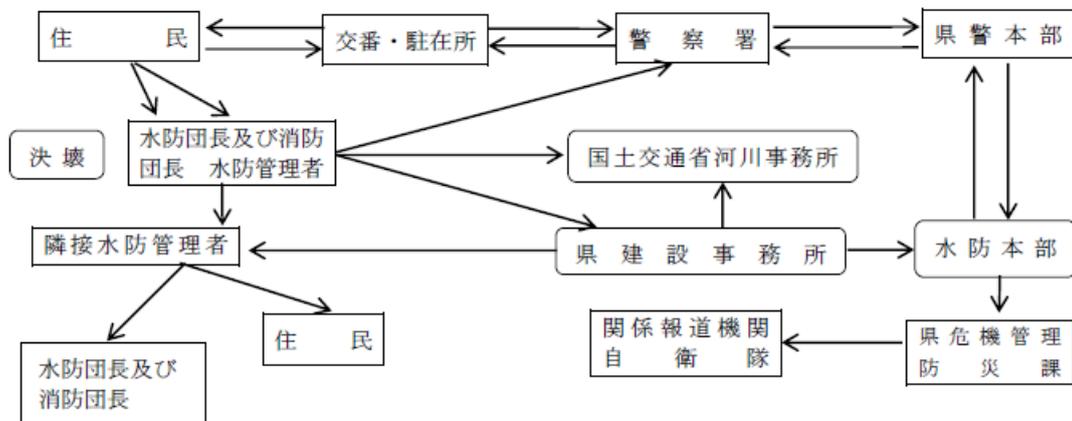
5.6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1. 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水等に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

2. 決壊・漏水等の通報系統



3. 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

5.7 水防警報の解除

1. 水防警報の解除は、水位が降下して水防作業の必要がなくなり、水防本部長または水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
2. 水防団員及び消防団員は、1による水防警報の解除があるまでは、自らの判断により、当該部所を離れてはならない。
3. 水防警報の解除後は、水防作業に従事した人員、使用資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに水防本部長に報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

5.8 水防報告等

1. 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、概ね以下の事項の記録を作成し、保管するものとする。

る。

- ・天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ・水防活動を実施した河川名及びその箇所
- ・警戒出動及び解散命令の時刻
- ・水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ・水防作業の状況
- ・堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ・使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ・法第 28 条の規定による公用負担下命の危惧、資材の種類、数量及び使用場所
- ・応援の状況
- ・居住者出勤の状況
- ・警察関係の援助の状況
- ・現場指導の官公署名
- ・立退きの状況及びそれを指示した理由
- ・水防関係者の死傷
- ・殊勲者及び殊勲水防団とその功績
- ・今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2. 水防報告

水防管理者は、水防実施後 10 日以内にその状況を「水防法施行細則」(昭和 26 年 5 月 17 日付、長野県規則第 42 号)に定める様式により、所轄建設事務所長を経由して水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国へ報告する。

第6章 重要水防区域並びにダム及び水門等

6.1 重要水防区域

1. 重要水防区域とは

重要水防区域とは、洪水時において、決壊、越水等の危険が想定される箇所であり、水防上特に警戒を要する箇所である。

水防管理者等は、重要水防区域を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防区域等の実態を把握しておくこと。

2. 重要水防区域一覧

重要水防区域の箇所数等は次表のとおりである。なお、内訳は資料編（第3表）のとおりである。

建設事務所	重要水防区域							
	箇所数				延長 (m)			
	国	県	市町村	合計	国	県	市町村	合計
佐久	0	194	15	209	0	75,150	7,570	82,720
上田	64	165	29	258	9,399	54,228	8,320	71,947
諏訪	0	54	21	75	0	46,769	9,200	55,969
伊那	216	250	47	513	119,331	112,009	34,171	265,511
飯田	78	156	53	287	29,020	39,928	11,061	80,009
木曾	0	143	56	199	0	30,700	13,742	44,442
松本	61	105	24	190	13,289	55,951	7,546	76,786
安曇野	106	26	3	135	21,206	32,799	1,450	55,455
大町	0	63	9	72	0	49,048	4,250	53,298
千曲	163	11	11	185	32,608	12,510	12,797	57,915
須坂	46	24	5	75	12,119	32,950	1,110	46,179
長野	225	79	65	369	51,559	46,670	56,750	154,979
北信	165	83	15	263	36,157	69,090	10,080	115,327
総計	1,124	1,353	353	2,830	324,688	657,802	178,047	1,160,537

6.2 出水による交通遮断が予想される橋梁

出水による交通遮断が予想される橋梁箇所数は、次表のとおりである。なお、内訳は資料編（第4表）のとおりである。

建設事務所	出水による交通遮断が予想される橋梁数	建設事務所	出水による交通遮断が予想される橋梁数
佐久	11	安曇野	0
上田	5	大町	5
諏訪	8	千曲	18
伊那	135	須坂	12
飯田	53	長野	4
木曾	48	北信	11
松本	35	合計	345

6.3 ダムおよび水門等

水防上重要なダム及び水門等の箇所数は次表のとおりである。なお、内訳は資料編（第5表）のとおりである。

建設事務所	水防上重要なダム・水門数	建設事務所	水防上重要なダム・水門数
佐久	65	安曇野	39
上田	83	大町	18
諏訪	55	千曲	41
伊那	62	須坂	11
飯田	27	長野	131
木曾	11	北信	65
松本	56	合計	664

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正操作を図り、水害の軽減、防止に努めなければならない。

ダム及び水門等の管理者は気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時または洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行い、特に放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、所轄建設事務所、下流地域の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡を行うものとする。

1. 洪水警戒時における措置

気象庁が「台風に関する気象情報」や「大雨に関する全般気象情報」を発表した場合、ダム管理者は事前放流の実施態勢に入りダム上流の予測降雨量を監視し、予測降雨量がダムごとの基準降雨量を

上回る場合、事前放流を開始する。

最大流入量、その他流入量の時間的変化を予測し、予備放流等の必要のあるダムについては、予備放流を行う。

2. 洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水調節可能なダムについては洪水を調節し、その他のダムについては、流入量に相当する流量を放流する。

3. 緊急時の措置

洪水時ダム等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

第7章 水防施設

7.1 水防倉庫及び資機材

1. 水防倉庫

県内の水防倉庫及び代用備蓄場は、資料編（第6表参照）のとおりである。

2. 資機材の備蓄

指定水防管理団体は、その重要水防区域の延長約2キロメートルにつき、1棟の水防倉庫又は代用備蓄場を設け、おおむね次表に示す資器材を備蓄するように努めるものとする。ただし水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

品名	単位	数量	品名	単位	数量
空俵類	枚	600	掛矢	丁	10
なわ	kg	150	照明具	台	3
むしろ類	枚	100	のこぎり	丁	4
鉄線	kg	100	おの	丁	5
じゃかご	本	50	スコップ	丁	30
かすがい	本	50	ツルハシ	丁	5
ロープ	本	5	木材末口6cm長さ2.1m	本	30
救命綱	本	5	木材末口12cm長さ2.7m	本	30
ペンチ	丁	5	木材末口15cm長さ4.5m	本	15
かま	丁	10	杭木末口16cm長さ1.5m	本	50

※ 上記のほかに、ライフジャケット、ボートなど水防活動従事者の安全を確保するための装備
必要について、必要数揃えておくものとする。

※ 木材は上記数量で牛枠5組分程度

3. 資機材の確保

水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹立木、木材等を調査するとともに、各農家、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えること、また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

4. 緊急時の資機材使用

水防管理者は、備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に際して、国有又は県有水防倉庫の備蓄資器材を国土交通省河川事務所長又は建設事務所長の承認を受けて使用することができる。なお、

国土交通省河川事務所長及び建設事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

7.2 通信連絡

1. 水防通信施設

水防のため必要な通信連絡は、防災行政無線の設置されているところは無線通信とするが、交信のできない場合は、有線通信とする。防災行政無線の設置されていないところは、加入電話、携帯電話等の通信方法とするが、かならず予備連絡手続を考慮しておかなければならない。

2. 非常通話の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難になる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、災害時優先通信を利用することができる。利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておくことが望ましい。

3. その他の通話施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 警察通信施設
- (2) 国土交通省関係通信施設
- (3) 鉄道関係通信施設
- (4) 電気事業通信施設
- (5) その他の通信施設

7.3 非常輸送の確保

1. 非常輸送の計画

非常の際、水防用資器材、作業員その他の輸送を確保するため、建設事務所長は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくものとする。

また水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して次のような輸送経路図を作成して所轄建設事務所長に提出しておくものとする。

- (1) 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- (2) 万一に備えた多角的輸送路の選定図

2. 非常輸送車の配備計画

近距離輸送のため、トラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。

第 8 章 水位等の観測、通報及び公表

8.1 水位の観測、通報及び公表

1. 水位観測所

長野県内の水位観測所の位置及び種別は、資料編（第 7 表参照）のとおりである。

2. 水位の通報

(1) 県が管理する水位観測所について、各建設事務所長は、管内観測所からの水位の情報を直ちに水防本部に通報するものとする。水防情報システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

(2) 水防本部は水位の通報を受けたときは、氾濫水が到達するおそれのある関係機関へ直ちに通報するものとする。

3. 通報の要領

(1) 通報の開始

水位が上昇して水防団待機水位に達し、さらに水位上昇が見込まれるときから開始する。

(2) 通報の終了

水位が下降して水防団待機水位以下に下がったときに終了する。

(3) 定時通報

通報開始から終了までの間、標準時 1 時間ごとに、その時刻の水位変動状況及び天候その他を通報する。

(4) 随時通報

ア 氾濫注意水位通報

水位が上昇して氾濫注意水位に達したときは、定時通報にかかわらず、直ちに通報し、その後の上昇についても定時通報のほか、随時その時刻と水位を通報する。

イ 最高水位通報

水位が最高水位に達したと認められたときは、定時通報の時刻にかかわらず、その時刻と水位を通報する。

ウ 異常通報

その他急激な水位の変動、河川の異常等についてそのつど通報する。

4. 水位の公表

水防本部は、水位観測所が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、次の方法で、直ちにその水位状況を公表するものとする。

- (1) 公表の開始
水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。
- (2) 公表の終了
水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。
- (3) 公表の方法
以下のウェブサイトにて公表する。
 - ・長野県河川砂防情報ステーション (<http://www.sabo-nagano.jp>)なお、長野県河川砂防情報ステーションでは、水位上昇に依らず水位データが公表されている。

8.2 雨量の観測及び通報

1. 雨量観測所

長野県内の雨量観測所の位置及び種別は、資料編（第8表参照）のとおりである。

2. 雨量の通報

- (1) 県が管理する雨量観測所について、各建設事務所長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに水防本部に通報するものとする。水防情報システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。
- (2) 水防本部は前項の通報を関係ある建設事務所に通報するものとする。

2. 通報の要領

- (1) 通報の開始
雨量が通報雨量（50mm 以上／24 時間、又は連続雨量 80mm）に達したとき、または所轄建設事務所長から通報開始の指示を受けたときから開始する。
- (2) 通報の終了
降雨がなくなったとき、又は所轄建設事務所長から通報終了の指示を受けたときに終了する。
- (3) 定時通報
通報開始から終了までの間、標準時 1 時間ごとに、その時刻の雨量及び変動状況、天候その他を通報する。
- (4) 随時通報
通報開始後 30mm 以上／1 時間の降雨があったときは、その都度時刻、雨量及び降雨状況を通報する。

8.3 水防情報収集のシステム

1. 水位・雨量の収集及び提供

水防本部では、県内各地に設置された水位、雨量テレメーター局の観測値を収集する。次の場合、必要に応じて関係機関へ通報する。

- (1) 水位については、水防警報が発令されているとき。
- (2) 雨量については、警報・注意報の発表中であって、水防管理者等から要請があったとき。

2. 情報収集の方法

情報収集は、次の方法により行う。

所 属	種類	情報収集手段	収集所要時間	備考
長野県	雨量	① 長野県水防情報システム ② 長野県HP 「長野県河川砂防情報ステーション」	①③④ 毎正時から5分程度	
	水位	③ 国土交通省HP 「川の防災情報」 ④ 建設事務所からの通報	② 毎正時から10分程度	
国土交通省	雨量 水位	① 統一河川情報システム ② 河川事務所からの通報	10分おきに10分程度	
気象台	雨量	① 気象庁HP ② 県危機管理防災課経由	毎正時から5分程度	

3. 情報収集用機器の設置箇所

水防情報収集機器は、次の県機関にも設置されており、いずれも水防本部と同一の情報を収集している。必要に応じて、これらの機関へ情報の提供を求めることもできる。

機器の種類	設置機関	備考
長野県水防情報システム端末機	建設事務所	
統一河川情報システム端末機 または HP「川の防災情報」 (統一河川情報システム)	建設事務所 砂防事務所 ダム・水門管理事務所 水防管理団体	

第9章 協力及び応援

9.1 河川管理者の協力

河川管理者〔北陸地方整備局長、中部地方整備局長及び長野県知事〕は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞（例）

- （1）水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報等）の提供
- （2）重要水防区域の合同点検の実施
- （3）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （4）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の提供
- （5）水防活動の記録及び広報

9.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

9.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

9.4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、長野県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- （1）災害の状況及び派遣要請を要求する事由

- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第10章 費用負担と公用負担

10.1 費用負担

1. 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援に要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2. 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村と協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事に斡旋を申請することができる。

10.2 公用負担

1. 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他資材の使用もしくは収用
- (3) 車両、その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2. 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長または消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(例)

公用負担権限委任証		
〇〇〇水防団	〇〇部長	
氏	名	
上記のものに		
区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任		
したことを証明する。		
年	月	日
水防管理者		
氏 名		

3. 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(例)

公用負担命令書		
第	号	
種	類	員 数
使	用	収 用 処 分
年	月	日
水防管理者 氏 名		
事務取扱者 氏 名		

4. 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 11 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

11.1 洪水対応

1. 浸水想定区域の指定

国土交通大臣及び長野県知事は、洪水予報河川、水位周知河川及び一級河川において洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川）について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

洪水浸水想定区域の指定、公表状況は、以下のとおりである。

管理	対象	公表ページ	公表 河川数
国交省	天竜川上流河川事務所	https://www.cbr.mlit.go.jp/tenjyo/disaster/map/index.html	1
	千曲川河川事務所	https://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/bousai/shinsui/index.html	2
長野県	洪水予報河川 水位周知河川	https://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/bosai/shinsui/houshiteikasen_12.html	34
	その他中小河川 (ダム下流河川含む)	https://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/bosai/shinsui/tyuushou_12.html https://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/bosai/shinsui/dam_12.html	439

(令和 7 年 4 月 1 日 現在)

2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれのある洪水に関する情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。))でその利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- ウ 大規模な工場その他施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者から申出があった施設に限る。）

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3. 洪水ハザードマップ

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた上記 11.1. 2 (1) ~ (5) に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第 8 条第 3 項に規定する事項を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

4. 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その推進その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電中等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

5. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

6. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者

利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。とともに、当該自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告することとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画を変更したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告することとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

7. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

大規模工場等の所有者又は管理者は、計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市町村長に報告することとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第12章 水防協力団体

12.1 水防協力団体の指定、監督、情報提供

水防管理団体は、12.2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。

なお、国、長野県及び水防管理団体は水防協力団体に対して、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導もしくは助言するものとする。

12.2 水防協力団体の業務

1. 水防上必要な監視、警戒その他水防活動の協力
2. 水防上必要な器具、資材または設備の保管、提供
3. 水防に関する情報または資料の収集、提供
4. 水防に関する調査研究
5. 水防に関する知識の普及、啓発
6. 前各号に附帯する業務

12.3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

12.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、次に掲げる資料12-1を参考として水防管理団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することができる。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、次に掲げる資料12-5に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

資料12-1 水防協力団体指定要領（例）

〇〇市（町・村）水防協力団体指定要領

1. 趣旨

〇〇市（町・村）では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救護活動に取り組む動きの活発化等、近年の水害防止

体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市（町・村）における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件（法第 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団または消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法第 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市（町・村）水防協力団体の指定を受けようとするものは、水防管理者（〇〇市（町・村）（〇〇市（町・村）△△部□□課）に「〇〇市（町・村）水防協力団体指定申請書」（資料－ 2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料－ 3）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2 部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

- (1) 水防管理者（〇〇市（町・村）長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（町・村）水防協力団体認定書」（資料－ 4）を公布するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事業所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改定するものとする。
- (2) その他この要領に実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料 12-2 水防協力団体指定申請書式（例）

〇〇市（町・村）水防協力団体指定申請書

年 月 日

〇〇市（町・村）水防管理者

〇〇市（町・村）長 様

住 所
（事務所所在地）

団体の名称
代表者の氏名

水防法第 36 条第 1 項及び〇〇市（町・村）水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、〇〇市（町・村）水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料-3 を添えて申請します。

資料 12-3 水防協力団体協力活動業務計画書（例）

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の〇〇市（町・村）の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください。

I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領 3 - （1）関係）

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領 3 - （2）関係）

具体的な資器材の種類・数量及び保管場所

（ ）

Ⅲ 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
(指定要領3 - (3) 関係)

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

Ⅳ 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究 (指定要領3 - (4) 関係)

- 1 市 (町・村) が作成する洪水ハザードマップの配布

Ⅴ 講習会や研修会の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発 (指定要領3 - (5) 関係)

- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

Ⅵ 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等 (指定要領3 - (6) 関係)

- 1 水防団が開催する水防演習への参加
- 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

()

資料 12-4 水防協力団体認定書書式 (例)

〇〇市 (町・村) 水防協力団体認定書	
年 月 日	
住 所	
(事務所所在地)	
団体の名称	
代表者氏名	様
	〇〇市 (町・村) 水防管理者
	〇〇市 (町・村) 長
水防法第 36 条第 1 項及び〇〇市 (町・村) 水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を 〇〇市 (町・村) 水防協力団体に指定します。	

資料 12-5 水防協力団との水防協働活動実施要領 (例)

〇〇市 (町・村) における水防協力団体との水防協働活動実施要領
1. 通則

〇〇市（町・村）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関（以下「水防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに〇〇市（町・村）水防計画（地域防災計画）のほか、この要領に定めるところによる。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（法第 38 条関係）

水防法第 36 条及び〇〇市（町・村）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、〇〇市（町・村）からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

3. 活動報告書の提出（法 39 条関係）

水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」を提出させることができる。

4. 情報提供等（法第 40 条関係）

水防管理者は、〇〇市（町・村）水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

5. その他

- (1) この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。